

○福島県河川流水占用料等徴収条例

平成十二年三月二十四日

福島県条例第三百三十二号

改正 平成一二年一二月二二日条例第一九四号

平成二五年一二月二〇日条例第一〇六号

平成二六年三月二五日条例第四七号

令和元年七月九日条例第十七号

福島県河川流水占用料等徴収条例をここに公布する。

福島県河川流水占用料等徴収条例

(流水占用料等の徴収)

第一条 知事は、この条例の定めるところにより、福島県の区域内に存する河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十二条第一項の規定に基づき、法第二十三条、法第二十四条若しくは法第二十五条の規定による占用の許可若しくは土石等の採取の許可（以下「占用等の許可」という。）又は法第二十三条の二の規定による占用の登録（以下単に「登録」という。）を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。ただし、あし又はかやの採取については、流水占用料等は徴収しない。

(平二五条例一〇六・一部改正)

(流水占用料等の額)

第二条 流水占用料又は土地占用料の額は、別表第一又は別表第二に定める金額に、それぞれの占用の期間に相当する月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円とし、その額が百円以上の場合であつて、一元未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、別表第一又は別表第二に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円とし、その額が百円以上の場合であつて、一元未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、土地の占用のうち当該占用の期間が一月以上のものについての占用料の額は、別表第二に定める金額に、それぞれの占用の期間に相当する月数を十二で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円とし、そ

の額が百円以上の場合であって、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する月数を十二で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあっては、百円とし、その額が百円以上の場合であって、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)の合計額とする。

3 土石採取料その他の河川産出物採取料の額は、別表第三に定める金額に、許可採取量の数を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 流水占用料等の額を算定する場合における端数の処理は、次のとおりとする。

一 占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、一月とする。

二 長さ、面積又は体積について、別表第一から別表第三までに定める計算単位に満たない端数があるときは、これを一メートル、一平方メートル、一アール、一リットル又は一立方メートルとする。

(平二六条例四七・一部改正)

(流水占用料等の徴収の特例)

第三条 第一条本文の規定にかかわらず、知事は、流水若しくは土地の占用又は土石その他の河川産出物の採取が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該流水若しくは土地の占用又は土石その他の河川産出物の採取に係る流水占用料等については、その全部又は一部を徴収しない。

一 国又は地方公共団体が自ら行う公用又は公共の用に供するための流水若しくは土地の占用又は土石その他の河川産出物の採取

二 かんがいの用に供するための流水又は土地の占用

三 地方公共団体以外の者が行う水道事業(給水人口百人以下の水道を含み、水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第六項に規定する専用水道を除く。)の用に供するための流水又は土地の占用

四 その他知事が公益上特に必要があると認める流水若しくは土地の占用又は土石その他の河川産出物の採取

2 発電のための流水の占用の場合にあっては、発電のために通水を開始するまでの期間に係る流水占用料等は、徴収しない。

(流水占用料等の徴収の方法)

第四条 流水占用料等は、知事が占用等の許可若しくは登録をした日又は法第三十二条第四項の規定により占用等の許可若しくは登録をした旨国土交通大臣から通知があった日から一月後の日を納期限とする納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該許可又は登録に係る期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分をその年度の四月末日（流水の占用に係る流水占用料等については、四月から九月まで及び十月から翌年三月までの二期に分け、うち四月から九月までの前期分は六月末日、十月から翌年三月までの後期分は翌年一月四日）を納期限とする納入通知書により徴収するものとする。

2 前項に規定する納期限とする日が民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十二条に規定する休日、土曜日又は十二月三十一日に当たるときは、同項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納期限とする。

(平一二条例一九四・平二五条例一〇六・一部改正)

(流水占用料等の改定又は返還)

第五条 知事は、占用等の許可若しくは登録について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は法第七十五条第二項の規定による処分により、流水若しくは土地の占用又は土石その他の河川産出物の採取をすることができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があったときは、その額を改定するものとし、既に徴収した流水占用料等の額が当該改定後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等は返還するものとする。

(平二五条例一〇六・一部改正)

(延滞金)

第六条 この条例の規定に基づき納付すべき流水占用料等を納付すべき日までに納付しない者から、当該納付すべき日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 前二項の規定により計算した延滞金の額が百円未満であるときは、延滞金を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(過料)

第七条 詐欺その他不正の行為により流水占用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収

を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

別表第一 (第二条関係)

流水占用料

使用目的	計算単位及び流水占用料基礎額	
発電の原動力	次の各号に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ年額とし、当該各号に掲げる式により算出した額	
揚水式発電所以外の発電所	一	1,976円×常時理論水力+
	1 昭和四十年十月一日以降に発電 (設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所 2 昭和四十年九月三十日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四十年十月一日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(増設以後の理論水力についてこの号に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について第二号に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。)	436円×(最大理論水力-常時理論水力)
揚水式発電所	三	1 昭和四十八年四月一日以降に発電

	<p>を開始した発電所</p> <p>2 昭和四十八年三月三十一日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四十八年四月一日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（次に掲げるものを除く。）</p> <p>(一) 昭和四十年九月三十日以前において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの号に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について第五号に掲げる式により算出した額に満たないもの</p> <p>(二) 昭和四十年十月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの号に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について第四号に掲げる式により算出した額に満たないもの</p>	<p>一 常時理論水力) } × 補正係数a</p>
	<p>四 昭和四十年十月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間において発電を開始した発電所（第三号2に掲げるものを除く。）</p>	<p>{ 1,976円 × 常時理論水力 + 436円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数b</p>
	<p>五 第三号及び第四号に掲げる発電所以外の発電所</p>	<p>{ 1,976円 × 常時理論水力 + 988円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数b</p>
<p>発電以外の原</p>	<p>許可使用水量毎秒一リットルにつき 年額 四〇〇円</p>	

動力	
その他	許可使用水量毎秒一リットルにつき 年額 四、〇〇〇円

備考

- 1 この表の式において、常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。
- 2 この表の式において、補正係数a及び補正係数bは、各発電所ごとに知事が次の式により算定した数とする。ただし、常時使用水量が零の揚水式発電所に係る補正係数にあつては、aは〇・一六七とし、bは〇・二五とする。

補正係数a

$(\text{年間発生電力量} - \text{揚水に係る年間発生電力量} \times (5/6)) / \text{年間発生電力量}$

補正係数b

$(\text{年間発生電力量} - \text{揚水に係る年間発生電力量} \times (3/4)) / \text{年間発生電力量}$

別表第二（第二条関係）

土地占用料

区分		計算単位	占用料基礎額
宅地	営業用	面積一平方メートルにつき	年額 五〇〇円
	その他		年額 二〇〇円
耕作地		面積一アールにつき	年額 六〇〇円
植林及び採草地		面積一アールにつき	年額 三三〇円
電柱建設敷地		電柱、支柱、支線及び支線柱各一本につき	年額 八〇〇円
管類布設敷地	管類の外径が〇・六メートル未満の場合	管類布設一メートルにつき	年額 二五〇円
	管類の外径が〇・六メートル以上の場合		年額 五〇〇円
栈橋用敷地		面積一平方メートルにつき	年額 一六〇円
軌条布設敷地		面積一平方メートルにつき	年額 二二〇円
温泉源湯敷地		温泉源湯一施設につき	年額 三二、〇〇〇円
その他工作物用敷地		面積一平方メートルにつき	年額 二〇〇円
その他工作物を伴わない敷地		面積一平方メートルにつき	年額 八〇円

備考 この表の種目により難いもの又はこの表に種目のないものについては、類似の種目

により、その都度、知事が定める。

別表第三（第二条関係）

土石採取料その他の河川産出物採取料

種類	計算単位	採取料基礎額
砂	一立方メートルにつき	二〇〇円
砂利	一立方メートルにつき	二四〇円
切込み砂利	一立方メートルにつき	二三〇円
土砂	一立方メートルにつき	一五〇円
栗石（直径一五センチメートル未満）	一立方メートルにつき	二四〇円
玉石（直径一五センチメートル以上直径二〇センチメートル未満）	一立方メートルにつき	三〇〇円
野面石（直径二〇センチメートル以上直径六〇センチメートル未満）	一立方メートルにつき	三八〇円
転石（直径六〇センチメートル以上）	一立方メートルにつき	一、〇〇〇円
庭石等特殊の用に供するもの	一立方メートルにつき	その都度知事が定める額

備考 この表の種類により難いもの又はこの表に種類のないものについては、その都度、知事が定める。

附 則（平成一二年条例第一九四号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二五年条例第一〇六号）

この条例は、平成二十六年二月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第四七号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第十七号）

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 令和元年十月一日前に河川法（昭和三十九年法律百六十七号）第二十三条の許可又は同法第二十三条の二の登録を受けた占用のうち、その期間が同日前から同日以後にわたる場合において、当該使用の開始日から起算して一月ごとに区切った単位（以下「月次単位」という。）の終了日が令和元年十月一日以降であるときは、当該月次単位における使用料

の額に係る福島県河川流水占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第一項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

3 令和元年十月一日前に河川法第二十四の許可を受けた占用のうち、その期間が一月未満であつて、かつ、その終了日が令和元年十月一日以降である場合においては、当該占用における土地占用料の額に係る福島県河川流水占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第一項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

4 令和元年十月一日前に河川法第二十五条の許可を受けた採取の期間のうち、同日以後の採取の期間における土石採取料その他河川産出物採取料の額に係る福島県河川流水占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第三項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。